

証券検査をめぐる最近の動向 ～登録金融機関業務における内部管理態勢～

平成26年10月29日

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課 証券検査指導官 伊佐 浩明

目次

I. 証券監視委の活動状況等

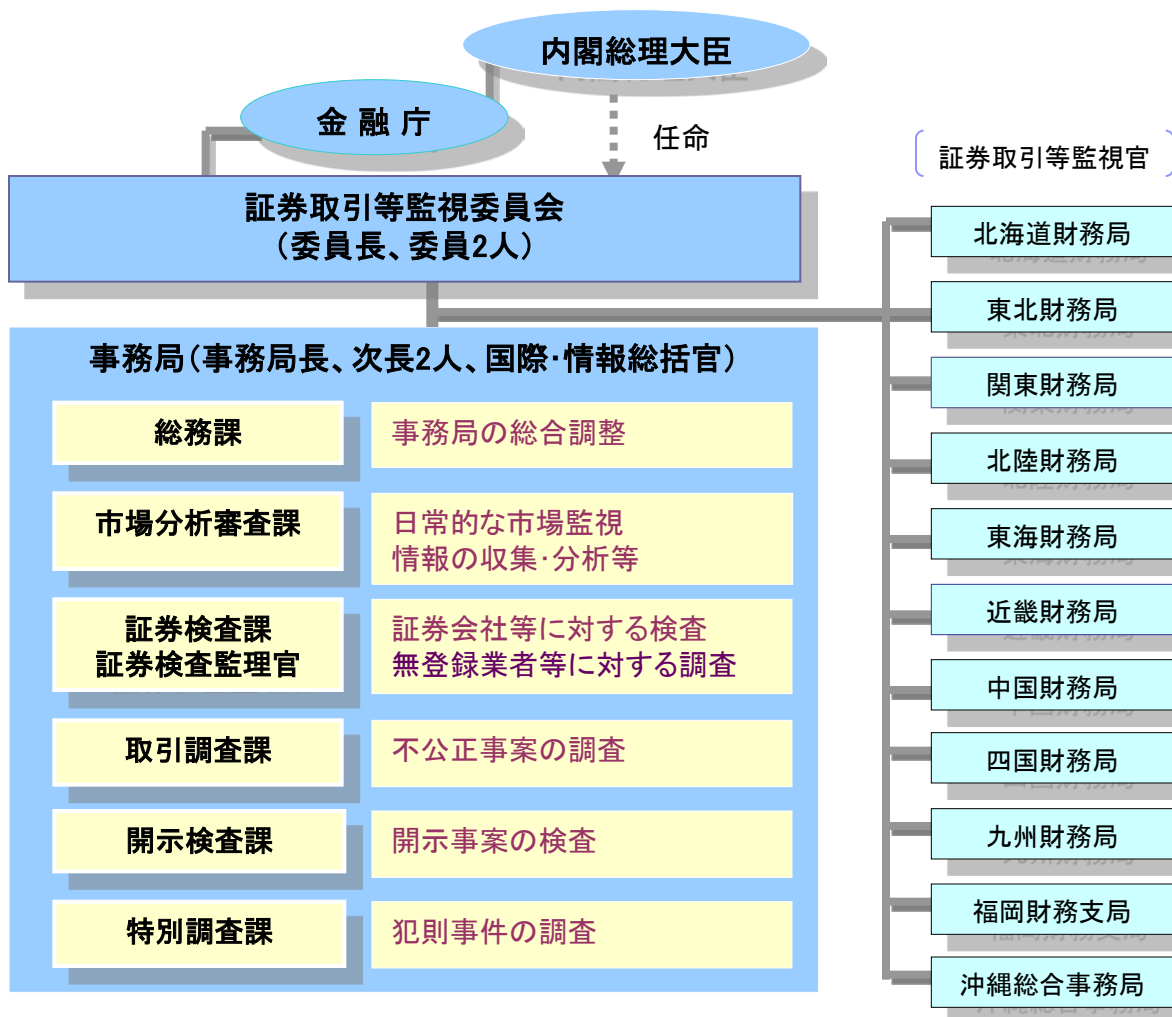
第1 証券監視委の組織	4
第2 証券監視委の活動概要	6
第3 証券監視委 第8期活動方針	7
第4 証券監視委の勧告等の実績	8
第5 証券監視委における情報の受付状況	11
第6 証券監視委の基本方針・事例等の公表状況	12

II. 証券検査の実施状況等

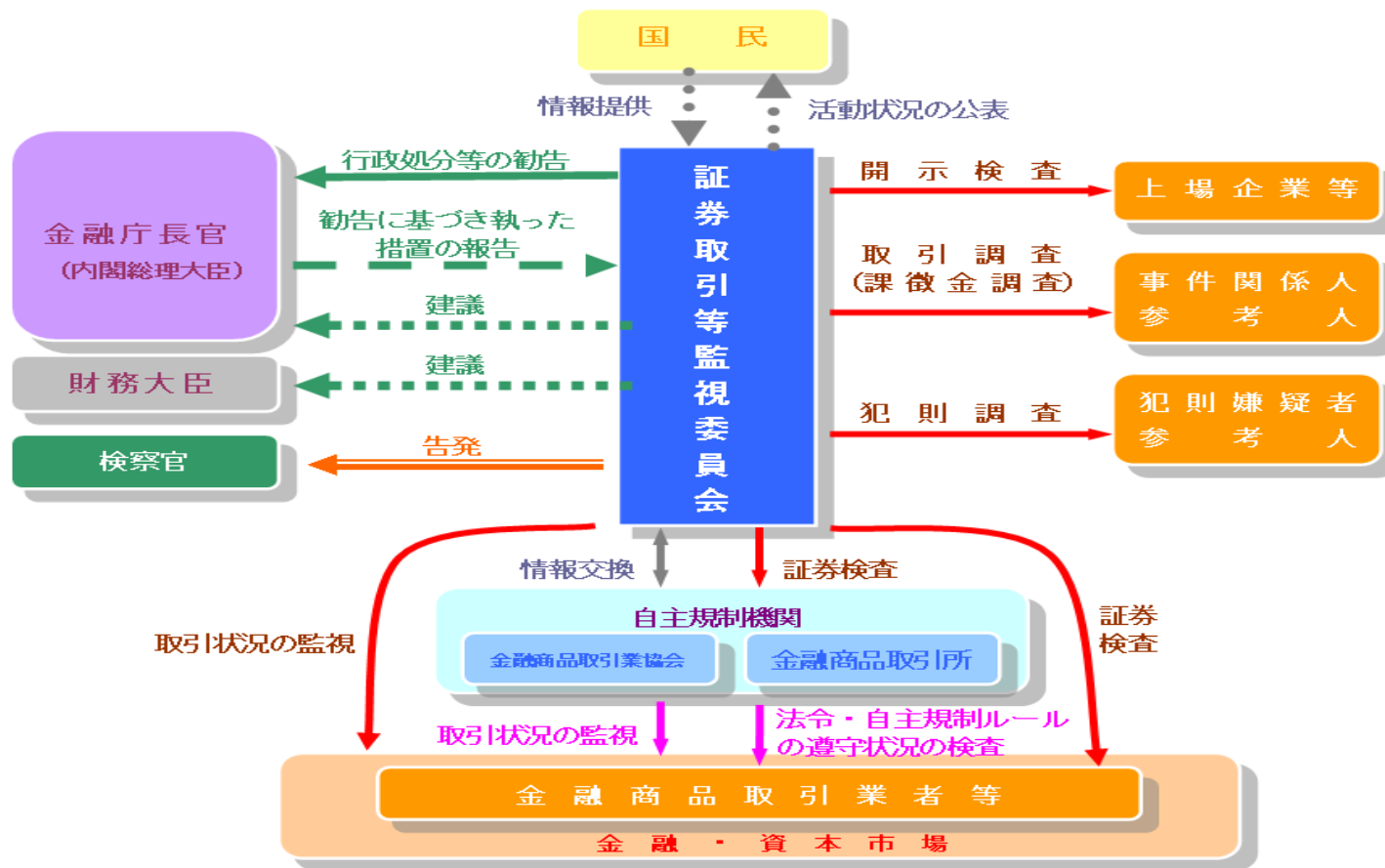
第1 証券検査の枠組み等	14
第2 証券検査に関する基本指針	15
第3 金融商品取引業者等検査マニュアル	17
第4 証券検査実施状況	19
第5 平成26年度証券検査基本方針のポイント	20
第6 平成25年度以降における検査指摘事項	25

I .証券監視委の活動状況等

第1:証券監視委の組織(2)



第2:証券監視委の活動概要



第3:証券監視委 第8期活動方針(抄)

(平成26年1月公表)

公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～

1. 証券監視委の使命・・・市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護を目指して市場を監視
2. 基本的な考え方・・・金商法の累次の改正、ITの活用等による金融商品・取引のイノベーションの進展、海外との間のクロスボーダー取引の拡大等に対応するため、市場の動向を常に注視し、対応を要する問題にタイムリーに取り組む。
 - (1) 機動性・戦略性の高い市場監視
 - (2) 市場のグローバル化に対応した監視力の強化
 - (3) 市場規律の強化に向けた取組み
3. 重点施策
 - (1) 情報力に支えられた機動的な市場監視
 - (2) 重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応
 - (3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施
 - (4) 不公正取引等に対する課徴金制度の活用
 - (5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施
 - (6) 詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応
 - (7) 情報発信の充実
 - (8) 自主規制機関等との連携

第4:証券監視委の勧告等の実績(1)

(平成26年9月末現在)

●証券会社等に対する行政処分等に関する勧告

年度	23	24	25	26
勧告件数	16	20	18	13
検査結果に基づく勧告	16	18	18	13
うち委員会検査実施分	7	7	6	6
うち財務局等検査実施分	9	11	13	8
取引調査・犯則事件調査に基づく勧告	0	2	0	0

(検査結果に基づく最近の主な勧告事例)

- (株)財コンサルティング(仲介業)に対する勧告(平成26年9月)
- FXコーポレーション(株)(第一種金商業)に対する勧告(平成26年8月)
- (株)コンサルティング・アルファ(助言・代理業)に対する勧告(平成26年8月)
- ジースリー(株)(第二種金商業、助言・代理業)に対する勧告(平成26年7月)
- (株)ライフスタイルインベストメント(助言・代理業)に対する勧告(平成26年6月)

第4:証券監視委の勧告等の実績(2)

(平成26年9月末現在)

●課徴金納付命令に関する勧告

年度	23	24	25	26
勧告件数	29	41	51	23

●犯則事件の告発

年度	23	24	25	26
告発件数	15	7	3	2

●建議

年度	23	24	25	26
建議件数	1	1	0	1

(検査結果に基づく最近の建議事例)

○適格機関投資家等特例業務に関する特例についての建議(平成26年4月)

第4:証券監視委の勧告等の実績(3)

(平成26年9月末現在)

●無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て

年度	23	24	25	26
合計	3	1	2	4
内無登録業者等	3	1	2	4
内無届募集	0	0	0	0

(最近の申立て事例)

○(株)グラントー及びその役職員2名に対する申立て(平成26年8月申立て、同年9月裁判所の禁止及び停止命令の発令)

●適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表実施状況

年度	23	24	25	26
公表件数	0	13	11	6

第5:証券監視委における情報の受付状況

(平成26年8月末現在)

区分	23	24	25	26
個別銘柄に係る情報	3,227	3,751	4,040	1,556
発行体に係る情報	440	436	402	153
金商業者に係る情報	878	790	907	235
その他の情報	1,634	1,385	1,052	310
合 計	6,179	6,362	6,401	2,254

第6:証券監視委の基本指針・事例等の公表状況

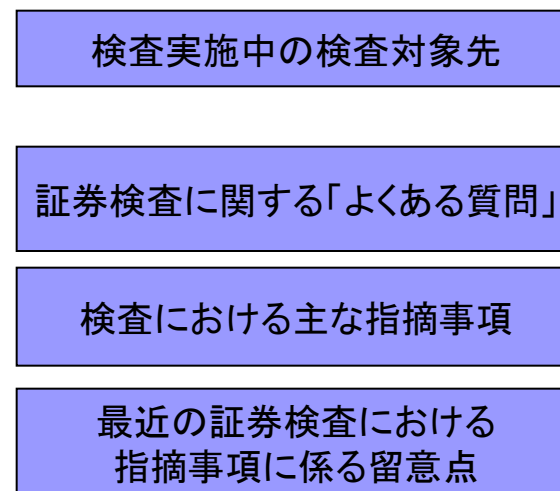
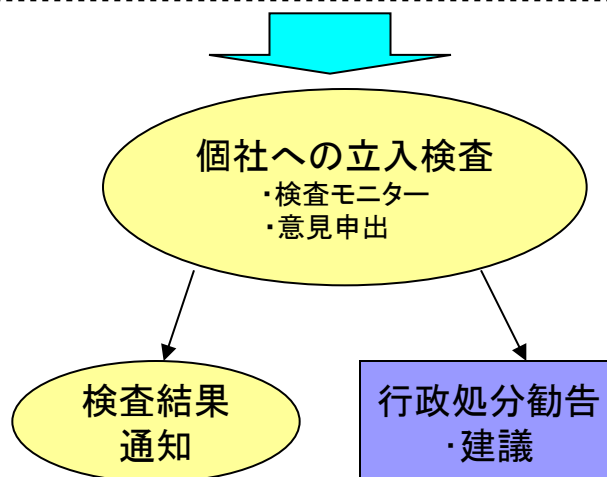
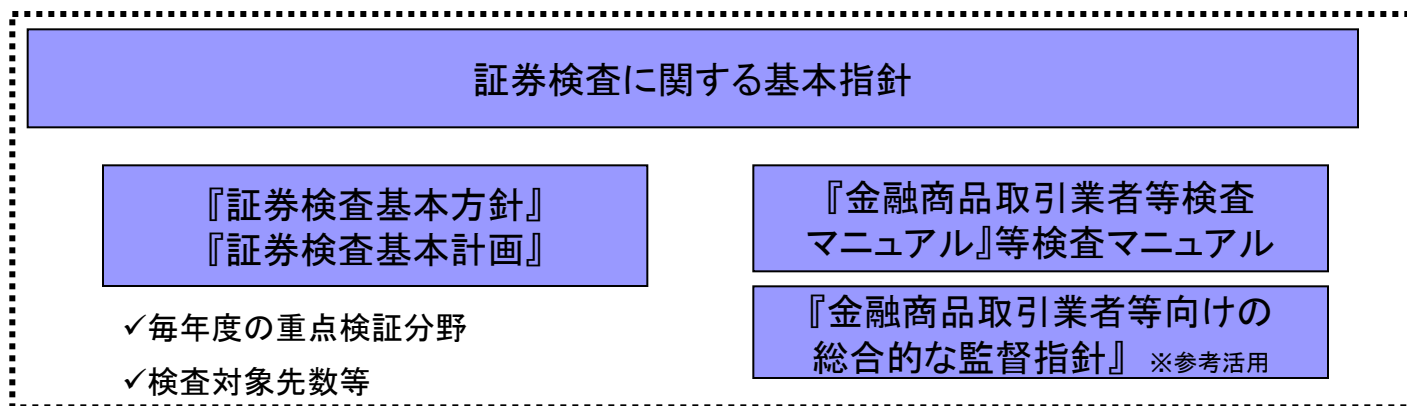
- 証券検査……後記「証券検査の枠組み等」を参照

- 取引調査
 - 金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～(平成26年8月公表)
 - 取引調査に関する基本指針(平成26年4月公表)

- 開示検査
 - 金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～(平成26年8月公表)
 - 開示検査に関する基本指針(平成25年8月公表)

Ⅱ.証券検査の実施状況等

第1:証券検査の枠組み等



毎年度の『証券取引等監視委員会の活動状況』
 (1年分の実績をとりまとめ)

(注) は公表

第2:証券検査に関する基本指針(抄)(1)

I.1.

(1) 証券検査の目的

- ① 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るための内部管理態勢の構築を促すことを目的とするものである。
- ② 証券検査は、金融商品取引業者等の財務の健全性を含めたリスク管理態勢の適切性の確保を目的とするものである。
- ③ 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、ゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである。

(2) 証券検査の方法

- ① 証券検査においては、双方向の対話を軸とする。
- ② 証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めるものとする。

II.8.

(6) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的かつ効果的な臨店検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

- ① 臨店検査初日に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。
- ② 臨店検査終了時に意見交換を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

第2:証券検査に関する基本指針(抄)(2)

(8) 証券検査基本方針、検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「証券検査基本方針」を十分踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の検査マニュアル(以下「検査マニュアル」という。)を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的・画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする。

(13) 業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。

更に、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票を作成するものとする。

第3:金融商品取引業者等検査マニュアル(抄)(1)

[金融商品取引業者等のあるべき姿]

(1) 経営管理態勢

金融商品取引業者等は、金融商品市場の担い手としての重大な社会的責任を認識し、投資者保護と公正な市場形成の観点から適切な経営を行わなければならない。

具体的には、経営陣が課された個々の役割を十分に果たすとともに、適切な経営方針の確立、監督態勢(指示・報告系統等)や内部管理・リスク管理態勢の整備等を行った上で、これらがその機能を適切に発揮し、業務が的確に遂行されるための経営管理を行うべきである。

(2) 法令等遵守態勢

金融商品取引業者等は、金融商品市場の公正性及び投資者からの信頼を確保するとの観点から、法令等を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めるための法令等遵守態勢を整備すべきである。

(3) 内部管理態勢

金融商品取引業者等は、投資者に対して誠実かつ公正にその業務を営むことが自ら果たすべき役割であることを認識し、顧客管理、営業員管理、売買管理・審査など、その全ての業務が適切に行われているかを確認するための内部管理態勢を整備すべきである。

第3:金融商品取引業者等検査マニュアル(抄)(2)

[金融商品取引業者等のあるべき姿]

(4) リスク管理態勢

金融商品取引業者等は、その営む業務に内在する種々のリスクを正確に把握し、これが実現することにより生じ得る損失を適切に管理することが、投資者保護ひいては金融システムの安定に欠かせないことを認識し、自己資本規制比率の適正水準での維持(第一種金融商品取引業者に限る。)や必要なリスク管理態勢を整備すべきである。

(5) 監査態勢

金融商品取引業者等は、法令等の遵守状況や各種施策の機能を適宜、若しくは定期的に評価・改善することが投資者の信頼保持に資するものであることを認識し、客観的かつ厳正な評価を行うための内部監査又は外部監査を行う態勢を整備すべきである。

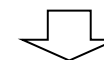
(6) 危機管理態勢

金融商品取引業者等は、通常想定し得ない危機が発生した場合にも、その機能を極力維持することが、市場ひいては社会における無用の混乱の抑止に繋がることを認識し、可能な限りこれを回避、予防するための危機管理態勢を整備すべきである。

第4：証券検査実施状況

業務の種別等	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
第一種金融商品取引業者(証券会社等)	91	91	85	57	69
登録金融機関(銀行等)	24	28	32	28	9
投資運用業者 (投信会社・投資一任業者等)	18	15	9	36	16
投資法人(J・リート等)	9	6	2	0	3
信用格付業者	—	0	4	3	0
第二種金融商品取引業者 (ファンド販売業者等)	22	6	14	20	108
投資助言・代理業者	45	36	40	40	29
適格機関投資家等特例業務届出者 (プロ向けのファンド販売業者等)	1	2	6	21	23
金融商品仲介業者	1	1	9	9	8
自主規制機関(日本証券業協会等)	5	1	0	0	3
その他	0	0	1	0	3
合計	216	186	202	214	271

検査対象業者数	278
	1,107
	314
	60
	7
	1,272
	1,008
	3,022
	791
	13



検査対象業者数 延べ約8千社

問題点が認められた業者等	125	105	87	102	118
証券検査結果に基づく勧告	21	19	16	18	18

第5:平成26年度証券検査基本方針のポイント(1)

基本的考え方


証券検査の役割

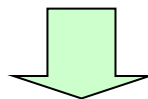
- 金商業者などの法令違反行為に厳正に対処し、市場に警告
- 金商業者などの自己規律を促し、安心して投資できる環境を保つ

証券検査を巡る環境

- 検査対象業者の拡大・増加
(全体で延べ約8,000社規模)
- 金融商品・取引の多様化・複雑化

検査を巡る現下の課題

- AIJ問題、増資インサイダー問題、MRI問題などの重大事案の発生
- 
- 個別の法令違反の検証だけでなく、法令遵守意識・職業倫理の向上による投資者の信認の回復が必要



<検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査のための取組み>

- ・ 業態、顧客の特性、金融商品・取引に対するリスク感度を高め、**情報の収集・分析能力を強化**
- ・ 業態、規模その他の特性、個別業者の問題点等を勘案し、**リスク・ベースで検査対象先を選定**

第5:平成26年度証券検査基本方針のポイント(2)

検査実施方針

- ① 大規模な証券会社グループに対するオン・オフ一体による検査・モニタリングの実施
 - 内部管理態勢及びリスク管理態勢について検証を行いつつ、監督部局とも連携し、年間を通じたオフサイトでのヒアリング等を踏まえ、効果的・効率的なオンサイトでの検査を実施
- ② 第一種金商業者に対する検査の実施における金融庁との連携強化
- ③ 第二種金商業者のうち多数の個人投資家向けにファンドの販売等を行うものに対する継続的な検査の実施
 - MRI問題等(出資金の流用、顧客に対する虚偽告知等)を踏まえた対応
- ④ 投資運用業者(投資一任業者を含む。)に対する継続的な検査の実施
 - 平成24年度から実施してきた集中的な検査で判明した問題点等を踏まえ、デュー・ディリジェンス及びモニタリングの実効性等に着目した継続的な検査を実施
- ⑤ 第二種金商業者及び投資助言・代理業者に対する登録事項検査の実施
- ⑥ 悪質なファンド業者・無登録業者に対する厳正な対応

第5:平成26年度証券検査基本方針のポイント(3)

重点検証項目

① 高齢顧客やNISA利用者への勧誘・説明態勢の整備状況

- 高齢の顧客や少額投資非課税制度(NISA)を利用する投資知識・経験の浅い顧客に対する勧誘・説明態勢の整備状況に係る検証

② 法人関係情報の管理状況

③ 反社会的勢力との関係遮断に向けた組織的な対応状況

- 経営陣の適切な関与の下、一元的な管理態勢を構築し、反社会的勢力との取引の未然防止、既存の契約の適切な事後検証及び取引解消に向けた取組みの実施状況に係る検証

④ 財務の健全性等の状況

⑤ 海外のファンドの販売等を行う者におけるデュー・ディリジェンス及びモニタリング、顧客勧誘等の状況

- ファンド及びその設定者・運用者等に対する商品のリスクを反映した十分かつ適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングの実施状況に係る検証
- 適合性の原則を始めとした投資者保護の観点からの顧客勧誘等の状況に係る検証

第5:平成26年度証券検査基本方針のポイント(4)

～証券検査基本計画～

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、第二種金融商品取引業者、投資運用業者等及び信用格付業者	150社（うち財務局等が行うもの110社）
投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
登録事項検査	登録件数等に応じて実施
自主規制機関等	必要に応じて実施
無登録業者	必要に応じて実施

金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

(参考)

家計の金融資産を成長マネーに振り向けるための施策をはじめとする『日本の金融・資本市場の総合的な魅力の向上策』を整備

成長戦略を金融面から加速・強化

市場の活性化

(新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等)

投資型クラウドファンディング^(注)の利用促進

- ◆ 少額（募集総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下）の投資型クラウドファンディングを取り扱う金業者の参入要件を緩和
- ◆ インターネットを通じた投資勧誘において詐欺的行為等が行われることを排除するための行為規制を導入等

(注) 新規・成長企業等と投資者をインターネット上で結び付け、多数の者から少額ずつ資金を集める仕組み。

新たな非上場株式の取引制度

- ◆ 非上場株式の取引・換金ニーズに応える新たな取引制度を設けるに当たり、限定された投資家間での流通に留めることから、現行のグリーンシート銘柄制度^(注)とは異なり、通常の非上場株式と同様の規制を適用

(注) 現行の非上場株式の取引制度。上場株式に近い規制を適用。

金業者の事業年度規制の見直し

「4月1日から3月31日まで」に限定されている現行の事業年度について、金業者ごとに異なる設定をすることを許容

(注) この措置により、会計年度の異なる外国金融機関等の負担が軽減されるため、我が国への参入の促進が期待される。

市場の活性化

(新規上場の促進や資金調達の円滑化等)

新規上場に伴う負担の軽減

- ◆ 新規上場後一定期間に限り、「内部統制報告書」に対する公認会計士監査の免除を選択可能

(注) 特に企業規模が大きく、社会・経済的影響力の大きな新規上場企業は対象外。

上場企業の資金調達の円滑化等

- ◆ 上場企業が自社株を取得・処分する場合には、「大量保有報告書」の提出を不要（大量保有報告制度の対象となる株式から自社株を除外）
- ◆ 虚偽の開示を行った上場企業が流通市場の投資家に負う損害賠償責任を見直し（「無過失責任」から「過失責任」への変更等）等

(注) 上場企業が免責されるためには、企業側が「無過失」を立証した場合に限る仕組みとすることにより、投資者保護にも配慮。

市場の信頼性確保

ファンド販売業者に対する規制の見直し

- ◆ 第二種金業者が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱いを行うこと等を禁止
- ◆ 第二種金業者について、国内拠点の設置等を義務付け等

金融指標に係る規制の導入

- ◆ 特定の金融指標の算出者に対して規制を導入等

電子化された株券等の没収手続の整備

- ◆ 不公正取引等により取得した財産の没収手続について、没収の対象が電子化された株券その他の無体財産である場合の規定を整備

第6:平成25年度以降における検査指摘事項(1)

1. 第一種金融商品取引業者(証券会社等)

- (1) 厚生年金基金関係者に対し特別の利益を提供している状況
- (2) 業務の運営に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況
- (3) 株券に係る市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢に不備が認められる状況
- (4) 船舶関連私募債の売買に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況
- (5) 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等
- (6) 引値保証取引に係る事前ヘッジ取引の空売り規制違反
- (7) 債券(外国債・仕組債・社債)の勧誘に関する管理態勢の不備
- (8) 金融商品仲介業務における仕組債の販売勧誘管理に係る不適切な状況
- (9) 投資者保護上問題のある投資信託・債券間の乗換勧誘

《続き》

- (10) スリッページの取扱いについて投資者保護上問題が認められる状況
- (11) 法人関係情報の管理態勢に係る不備
- (12) 投資信託等の解約意向に係る苦情管理態勢が不十分な状況
- (13) 金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況
- (14) その他(自己資本規制比率の算出誤り、本人確認等義務違反、事故届出未済、信用取引に係る保証金の管理態勢の不備 等)

事例1：第一種金融商品取引業者（証券会社）

○ 厚生年金基金関係者に対し特別の利益を提供している状況

【事実関係等】

- 厚生年金基金の役職員はみなし公務員であるところ、当社の年金ソリューション営業部は、以下のとおり3つの厚生年金基金の理事長らに対して接待等を行い、金融商品取引契約につき多額の利益提供をしていたことが認められた。
- (1) 平成22年10月から同24年12月までの間、A厚生年金基金の理事長らに対して、同基金の運用に当社グループが組成した指数連動債等（以下「指数連動債等」という。）を組み入れさせる目的で、海外視察旅行の費用負担及び約40回の接待を行い、約394万円に相当する利益を提供した。
- (2) 平成23年12月から同24年12月までの間、B厚生年金基金の理事長らに対して、同基金の運用に指数連動債等を組み入れさせる目的で、約30回の接待を行い、約143万円に相当する利益を提供した。
- (3) 平成22年6月から同24年12月までの間、C厚生年金基金の理事長らに対して、同基金の運用に指数連動債等を組み入れさせる目的で、海外視察旅行の費用負担及び約30回の接待を行い、約90万円に相当する利益を提供した。

【留意点】

- 金融商品取引業者等においては、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させる行為として、「金融商品取引契約につき、(略) 顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為」が禁止されている（金商法第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第3号）。
- 当社の左記の行為は、厚生年金基金の運用に当社商品を組み入れさせる目的で行われており、利益提供が特に高額・多頻度であったこと、金融商品取引契約と利益提供との関連性等を踏まえ、社会通念上妥当と認められる範囲を逸脱したものであることから、「特別の利益提供」との認定を行った。
 なお、本件利益提供は、厚生年金保険法第121条の規定により、刑法その他の罰則の適用について公務員とみなされることとされている厚生年金基金の役職員を相手方として行われたものであった。
- 厚生年金基金の一任運用において、当社商品への投資については、投資運用業者から運用指図を受けて信託銀行が行うことから、当社による厚生年金基金への利益提供は、「顧客に対し」特別の利益を提供する行為とはいえない。
 しかし、本件は、左記3件の利益提供を受けた厚生年金基金が、投資運用業者による運用方針の決定に対し大きな影響を与えることを踏まえて行われた利益提供であることから、当該利益提供について「第三者に対し」特別の利益を提供する行為として認定を行った。
 ※ 厚生年金基金は、厚生年金保険法により、資産の運用にあたっては、原則として投資運用業者等を介して行うことが求められおり、厚生年金基金が有価証券を直接購入することはできない。

事例2：第一種金融商品取引業者（証券会社）

○ 業務の運営に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況

【事実関係等】

- 当社は、質屋事業を営むC社の発行する社債に投資することを事業目的とするA合同会社及びB合同会社が発行する社債（以下「本件社債」という。）の私募の取扱いを行っていた。

当社は、本件社債の勧誘・販売に当たり、営業を行う者がいなかったことから、C社と密接な関係を有する名古屋の事業会社の事務所の一部に当社の名古屋営業所を開設し、当該事業会社の従業員を当社の歩合外務員として採用し、本件社債の販売・勧誘を行わせていた。しかしながら、

ア 本件社債は私募であるにもかかわらず、当社は、営業員が新規顧客開拓のために何名の者に勧誘を行っているのか、その人数についてさえ把握していない、

イ 当社は、当社の役職員ではないA合同会社の代表社員に、当社の営業日報を渡し顧客に係る個人情報等を閲覧させている、

ウ 平成25年5月27日に、当社の営業部長が名古屋営業所に立ち寄ったところ、同営業所が当社の知らない間に閉鎖されていたが、当社経営陣はその事実を事前に把握しておらず、さらに、当社は、同営業所に保管されているべき業務に関する書類等の所在も確認できない状態にある、

等の事実が認められており、業務管理が著しく杜撰な状況の下で本件社債の販売業務を行っていた。

【留意点】

- 社債の私募の取扱いを行う第一種金融商品取引業者においては、当然に、当該業務に係る適切な業務管理の確保が求められる。

しかしながら、当社における業務管理の状況は、左記のとおり、形式的に営業所や営業員の整備を行ったに過ぎず、結果、業務の状況や営業所の実態をまったく把握しないまま社債の勧誘・販売を行っている状況であり、業務管理が著しく杜撰であると認定した。

- このような状況は、金商業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる業務改善命令の発動要件（金商法第51条）に該当するものと認められる。

事例3: 第一種金融商品取引業者(証券会社)

○ 株券に係る市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢に不備が認められる状況

【事実関係等】

- 当社は、当社の自己勘定による取引(以下「自己売買」という。)における不公正取引の審査を監査部売買審査課に行わせることとしていたが、売買審査課は委託取引の売買審査で多忙であったことから、自己売買に係る売買審査を行っていなかった。また、同課課長から自己売買の審査を任すとされていたディーリング部長も、株券に係る市場デリバティブ取引に係る不公正取引のチェックという観点からはほとんど売買審査を行っていなかった。

こうした中、当社は、Aディーラーの約定させる意思がない注文の発注等について、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)から注意を受け、Aディーラーに口頭注意を行うとともに、株券に係る市場デリバティブ取引に係る不公正取引の売買管理システムによる抽出を開始したが、不公正取引に係る検証は依然として不十分であり、Aディーラーによる相場操縦行為を看過するなど、売買審査態勢の抜本的な検証・見直しは行っていなかった。

また、当社はその後、東証から2度目の注意を受けたものの、本来の担当である売買審査課が自己売買の審査を行っていない等の状況は継続していた。

さらに、当社副社長(内部管理統括責任者)は、当社の売買審査の人員不足の状況を知りながら、売買審査態勢の状況を確認しておらず、東証による上記2度の注意を受けても、適切な態勢整備を行っていなかった。

【留意点】

- 証券会社は、市場仲介者としての機能に加えて、証券市場における自己売買等を行う市場プレーヤーとして、市場に流動性等をもたらすとともに、資金調達方法の多様化に貢献しているが、その際には、市場仲介者としての信頼を損なわないためにも高い自己規律の下での健全かつ適切な業務運営が求められている。
- 左記の状況は、自己売買についてチェックを行う売買審査の状況に重大な不備が認められるものであり、当該不備により現に相場操縦行為が看過されるなど、公益及び投資者保護上重大な問題があると認められる。
- このような当社の業務の運営の状況は、金融商品取引業者として極めて不適切なものであり、業務改善命令の発動要件となる「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき(金商法第51条)」に該当する。
- 今後も、本件と同様の状況が認められた場合には、厳正に対処していく。

事例4：第一種金融商品取引業者（証券会社）

○ 船舶関連私募債の売買に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況

【事実関係等】

○ 公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況

当社は、商品ファンド α 、商品ファンド β 及び商品ファンドCの運営を行う法人をそれぞれ設立し、当該各法人の職務執行を当社の乙取締役（当時）に行わせていた。そして、余資運用としての有価証券運用は乙取締役が行っていた。

こうした中、乙取締役は、商品ファンド α が組み入っていた船舶関連私募債（以下「船舶債」という。）の価値が下落していることを認識していたにもかかわらず、船舶債全額を商品ファンド β へ、更に、船舶債のうち一部分を商品ファンド β から商品ファンドCへ、簿価で売却した。

当社が劣後部分を保有していた商品ファンドA（商品ファンド α に投資）は、投資元本を上回る形で償還されたが、簿価で売却された船舶債は、その後、商品ファンド β 及び商品ファンドCにおいて、その全額が減損処理された。この結果、当社は船舶債の価値下落に伴う損失を免れる一方、商品ファンド β 及び商品ファンドCの背後に存在する一般投資家及び甲年金基金が当該損失を負担することとなった。

当社は、他の取締役らにおいても、船舶債の簿価が実質的な価値を反映していないことを認識していたが、上記のような利益相反となる船舶債の売買について、適切な管理・検証を行わず看過しているなど、乙取締役の業務について適切な管理を怠っていた。

【留意点】

○ 当社における左記の行為は、船舶債に含み損が発生していることを認識しながら、当該船舶債を簿価で取引した行為により、結果的に顧客に損失を生じさせており、極めて重大な問題が認められる。

また、当社とその顧客及び当社子会社の顧客との間の利益相反が生じ得る状況であったにもかかわらず、適切な管理・検証を行っていないことから、こうした当社の行為及び利益相反管理体制に係る不備は、「金融商品取引業」以外の業務（商品ファンドの余資運用に係る業務）であっても、業務改善命令の発動要件となる「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき（金商法第51条）」に該当する。

○ 今後も、本件と同様の状況が認められた場合には、厳正に対処していく。

事例5: 第一種金融商品取引業者(証券会社)

○ 投資者保護上問題のある投資信託・債券間の乗換勧誘

【事実関係等】

当社は、甲ブラジルリアル建投資信託(米国の社債券への投資運用)と乙ブラジルリアル建世銀債券の2商品について、多数の顧客に対して、甲から乙への乗換勧誘を行う一方で、他の多数の顧客に対して、乙から甲への乗換勧誘を行っている。

上記2商品は、投資信託と債券という異なる金融商品ではあるものの、乗換えに際して各種手数料が生じる一方、いずれもブラジルリアル・円という同一の為替リスクを負う商品であることから、投資家が合理的な投資を行うためには、その乗換勧誘に当たって、投資信託の乗換勧誘の場合と同様に、商品の特性や乗換えに係る費用等について、十分な説明が必要であると考えられる。

しかしながら、当社においては、投資信託及び外国債券のそれぞれの短期売却については制限されていたものの、異なる金融商品間の乗換えについては、商品の特性を踏まえたモニタリング等が行われておらず、また、2商品の特性が営業員に適切に周知されていなかったことから、顧客に対して、為替リスクに関する誤った説明に基づく勧誘が行われるなど、不適切な勧誘事例等が複数認められた。

事例6: 第一種金融商品取引業者(証券会社)

○ 投資信託等の解約意向に係る苦情管理態勢が不十分な状況

【事実関係等】

当社コンプライアンス部門において、営業部店で投資信託等の解約意向を受け付けてくれないとの顧客の苦情が増加していることを認識していたにもかかわらず、その発生原因を分析し、分析結果を経営陣に適切に報告し、継続的に顧客対応の改善や再発防止策の策定等に活用するなどの対応が行われていない状況が認められた。

第6:平成25年度以降における検査指摘事項(2)

2. 登録金融機関(銀行等)

事例: 金融商品仲介に係る業務の運営が不適切な状況

【事実関係等】

当行は、子会社である証券会社と金融商品仲介業務委託契約を締結する一方で、社内規程において、当該業務について行う範囲を証券口座開設業務に特化し、子会社証券会社の取り扱う金融商品に係る販売勧誘を禁止している。

しかしながら、経営陣主導のもと、そもそも社内規程上禁止されるため勧誘行為を実施する際の管理態勢が構築されていない中で、当該子会社証券会社からの受入手数料収入に係る収益獲得を優先し、目標達成に向けた推進がなされ、当該行為が多発している状況が認められた。

第6:平成25年度以降における検査指摘事項(3)

3. 第二種金融商品取引業者

- (1) ファンドの運用が適切でないと認識しながら行う勧誘行為等
- (2) 当社営業員により不当な社債の私募又は募集の取扱いが行われており従業員管理態勢が不十分な状況等
- (3) ファンド持分の取得勧誘に関して、顧客に対し、虚偽のことを告げる行為
- (4) ファンドの出資金について分別管理が確保されていないままファンドの出資持分の取得勧誘を行う行為
- (5) 出資金の流用等
- (6) 報告徴取命令に対する虚偽報告
- (7) 第二種金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有していない状況

《続き》

- (8) その他(検査忌避、虚偽の運用報告書の交付、無登録で私募の取扱いを行っている状況、無登録代理店を利用した海外ファンド等の取得勧誘行為、無登録業者に対する名義貸し 等)

事例1：第二種金融商品取引業者

○ 公益又は投資者保護上著しく不当な行為を行っている状況

【事実関係等】

- 当社は、平成21年11月から平成25年4月までの間、当社等を営業者とする匿名組合契約（以下「本件ファンド」という。）に基づく権利（以下「本件ファンド持分」という。）の取得勧誘を行っている。本件ファンドの多くにおいて、顧客の投資資金は、A社に対し、金銭貸付けを行うことで運用することとされている。
- ① 本件ファンドの多くについて運用が適切でないと認識しながら行う勧誘行為等
A社は、当社から貸し付けられた顧客の投資資金を、貸金業の登録を受けることなく、反復継続して多数の企業及び個人に対し金銭貸付けを行うことにより運用していた。しかしながら、当社は、A社が貸金業の登録を受けていないと認識していたにもかかわらず、その後も勧誘及びA社に対する資金提供を漫然と継続していた。
このような当社の状況は、実質的には、A社の無登録貸金業の資金調達を行う機能を果たしていたに過ぎず、そのために、第二種金融商品取引業のファンド販売の形式が利用されていたものと認められる。加えて、当社は、本件ファンドの資金の運用として行う必要のある運用状況の把握等を全く行っていなかった。
- ② 当社営業員により不当な社債の私募又は募集の取扱いが行われ、かつ従業員管理態勢が不十分な状況
当社営業員は、第一種金融商品取引業の登録がないA社代表取締役からの指示により、複数の顧客に対して勧誘をし、A社の投資先である会社の社債を取得させていた。当該行為は、無登録金融商品取引業に該当するものと認められるが、当社代表取締役及び当社管理部門において、漫然と見過ごされていた。
- ③ 本件ファンド持分の取得勧誘に関して、顧客に対し、虚偽のことを告げる行為
当社営業員は、実際の運用実績を上回る虚偽の運用実績を記載した運用報告書を使用し、勧誘を実施していた。

【留意点】

- 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令等を厳格に遵守することに加え、公益又は投資者保護の観点から、健全かつ適切な業務運営を行うことが強く求められているところであり、特に、仲介行為を主たる業務とする第二種金融商品取引業者においては、金融商品の販売勧誘場面において、これら法令遵守及び適切な業務運営の遂行について留意すべきである。
- 左記①の状況について、当社は、第二種金融商品取引業のファンド販売の形式を利用して、実質的には、A社の無登録貸金業の資金調達を行う機能を果たしているものと認められる等、極めて不適切な状況であった。
また、左記②の状況について、当社営業員による不当な社債の取得勧誘（無登録第一種金融商品取引業）を看過するといった従業員管理態勢が不十分な状況であった。
これらの状況は、投資者保護上、重大な問題であり、行政処分の発動要件となる「不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる場合（金商法第52条第1項第9号）」に該当する。
- また、金融商品取引業者は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関し、顧客に対し虚偽のことを告げることが禁止されている（金商法第38条第1号）ところ、当社の左記③の取得勧誘は、上記法令に違反する極めて不適切な行為であった。
- 今後とも、金融商品取引業者において、本件と同様の状況が認められた場合には、厳正に対処していく。

事例2: 第二種金融商品取引業者

○ 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等

【事実関係等】

(1) 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況

当社は、自らを営業者とする匿名組合(以下「本件ファンド」という。)の出資持分(以下「本件出資持分」という。)の私募を行い、8名の営業員が、36名の顧客に対し、総額約93百万円の出資持分を取得させている。当社の当該取得に係る勧誘等の状況について検証したところ、以下のとおり、不適切な状況が認められた。

- ① 本件出資持分の取得勧誘において顧客に対し虚偽のことを告げる行為
当社は、本件ファンドの出資金を顧客のために運用する意思を一切有していなかったにもかかわらず、当社営業員は、顧客に対し、当社が、本件ファンドの資金を外国為替証拠金取引や国内上場株式取引等により運用する旨を記載した契約書等を交付するなど、虚偽の事実を告げて本件出資持分の取得勧誘を行った。
- ② 本件ファンドの出資金について分別管理が確保されていないまま本件出資持分の取得勧誘を行う行為
本件ファンドの出資金について、分別して管理することが契約書等で確保されていないにもかかわらず、当社は、本件出資持分の取得勧誘を行った。
- ③ 不正又は著しく不当な行為を行っている状況
ア 当社は、本件ファンドの出資金の一切を、当社の固有財産と混同して管理して当社の事業に流用し、さらに当該状況を認識しながら、本件出資持分の取得勧誘を継続していた。

イ 当社は、毎月、顧客に対し、運用による配当金と称する金銭を支払っていたところ、このような本件ファンドの運営が不適切であり、本件ファンドを解約して、出資金を顧客に返還しなければならないことを認識したが、本件ファンドの出資金を当社の事業に充てており、顧客に返還することができない状況にあった。

そこで、当社は、当該出資金の返還を免れるため、当社の発行する社債を販売して本件ファンドから当該社債へ投資先を移行させることを計画し、当社営業員は、顧客に対し、本件ファンドの契約書上の記載と異なる解約条件を説明するなどして、解約を思いとどまらせ、当該社債への乗換えを勧誘した。

(2) 報告徴取命令に対する虚偽報告

当社は、関東財務局長からの報告徴取命令に対して、本件ファンドの出資者数や取得勧誘時期等について虚偽の報告を行った。

【留意点】

- 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令を遵守し、併せて公益又は投資者保護の観点から、適切な業務運営を行うことが強く求められる。
また、当局が行う金融商品取引業に関し法令に基づく処分についても、適正に対応することが求められている。
- 金融商品取引業者は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関し、顧客に対し虚偽のことを告げることが禁止されている(金商法第38条第1号)ところ、当社の左記①の取得勧誘は、上記法令に違反する極めて不適切な行為であった。
- 金融商品取引業者は、分別管理が確保されていない場合の売買等が禁止されている(金商法第40条の3)。当社の左記②の分別管理が確保されていないままファンドの出資持分の取得勧誘を行う行為は、上記法令に違反する極めて不適切な行為であった。
- 左記③のとおり、当社が取り扱うファンドについて、出資金を自社の事業に流用し、更に当該状況を認識しながらファンドの出資持分の取得勧誘を続けている状況や、ファンドから当社社債への不適切な乗換え勧誘等を行っている状況は、投資者保護上、重大な問題であり、行政処分の発動要件となる「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき(金商法第52条第1項第9号)」に該当する。
- また、左記(2)のとおり、当局の報告徴取命令に対し、虚偽の報告をする行為は、「金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき(金商法第52条第1項第6号)」に該当する。
- 今後とも、金融商品取引業者等において、本件と同様の行為が認められた場合には、厳正に対処していく。

事例3: 第二種金融商品取引業者

○ 第二種金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有していない状況

【事実関係等】

- 当社の監査役は、A社の取締役を兼職しているところ、A社は、少なくとも平成24年9月から同25年6月まで、無登録のままA社を無限責任組合員とする投資事業有限責任組合の出資持分の取得勧誘を行うという違法行為を行っており、監査役は、A社の取締役として、自ら主体的に当該違法行為を行っていた。

また、当社の代表取締役は、A社が行った上記の違法行為において、当社の旧商号名義の銀行口座並びに募集仲介者として当社の商号及び登録番号が記載された勧誘資料を使用させることにより、当該違法行為に加担した。

なお、当社は、遅くとも唯一の事務所を閉鎖した平成25年7月末以降、第二種金融商品取引業を行っていない状況にあった。

【留意点】

- 金商業者においては、その業務を適確に遂行するにあたり、金商法令等の内容を理解し、実行するに足る知識・経験及び金商業の公正かつ適確な遂行に必要となるコンプライアンス等に関する十分な知識・経験を有している者を確保することが求められているところ。

- しかしながら、左記のとおり、当社における業務の状況は、唯一の事務所を閉鎖し、実態として金融商品取引業が行われていない状況の下、4名の役員のうち、監査役は、無登録業者の取締役として自ら主体的に違法行為を行い、代表取締役は、当該違法行為に加担している状況にあった。このため、当社については、金商法第29条の4第1項第1号二に掲げる「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認定した。

ご清聴ありがとうございました

情報提供は

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/index.html>

tel: 0570-00-3581

(一部のIP電話等からは03-3581-9909)

年金運用ホットラインは

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

tel: 03-3506-6627

公益通報の通報・相談は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

tel: 03-3581-9854